**平成２２年（フ）第１１５号**
沖縄県浦添市仲西２丁目５番５号　照屋アパート101号室
債務者　照屋　美香
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第６０号**
宮城県大崎市古川李埣１丁目７番32号　セピアコートＢ棟105号、従前の住所宮城県大崎市古川旭３丁目１番３―103号
債務者　菅原恵理子（旧姓門脇）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第６８号**
宮城県栗原市築館伊豆４丁目８番30―216号　信和荘Ｂ
債務者　今野　陽輔（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１１７号**
秋田市東通２丁目９番46号　東部荘１－３号
債務者　渡辺　　梢
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１３号**
千葉県南房総市白浜町白浜2249番地　第２コーポコハラ202
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２２年（フ）第６７号**
長野県松本市大字松原18番地10
債務者　藤森　友子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第８３号**
長野県安曇野市三郷小倉317番地７
債務者　池田　武司
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第８６号**
長野県松本市沢村３丁目８番９号　シティハイムれんげそう203
債務者　榊原　敏行
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第１４３号**
長野県茅野市北山3418番地１　ホテルパイプのけむり、前住所長野県安曇野市豊科南穂高3724番地２
債務者　村上　孝幸
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２２年（フ）第３９号**
長野県茅野市金沢2194番地
債務者　小松さおり
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２２年（フ）第９９号**
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番１―406号
債務者　南　加奈子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第３１号**
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地404
債務者　北岡　京子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３４号**
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地404
債務者　津留　洋一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第７２号**
徳島市中洲町２丁目28番地の１
債務者　平野壽美子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第８４号**
徳島県板野郡北島町中村字蛇池１番地６―302号
債務者　福谷　洋介
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第８９号**
徳島市飯谷町宮ヶ谷16番地、旧住所徳島市西新浜町１丁目５番38―601号
債務者　尾髙美惠子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１１７号**
徳島県小松島市金磯町10番14号
債務者　谷口　久敏
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
徳島地方裁判所民事部